

三重県労務費ダンピング調査実施要領

(趣旨)

第1条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が改正され、令和6年6月に公布、令和7年12月に施行された。

同法第12条に基づき、建設業者は入札時に労務費等の内訳を記載した工事費内訳書を提出すること、同法第13条に基づき、発注者は提出された工事費内訳書の確認等の措置を講ずることが、それぞれ義務付けられている。

これを受け、国土交通省不動産・建設経済局から「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン（令和7年12月）」（以下、「ガイドライン」という。）において、工事費内訳書を確認する「労務費ダンピング調査」の方法が示されている。

本要領は、ガイドラインを踏まえ、三重県、三重県教育委員会及び三重県警察本部が発注する建設工事において、調査を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 本要領は、競争入札に付する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事。）を対象とする。

(入札参加者への周知)

第3条 対象工事の公告又は指名通知の際には、下記の事項を記載するものとする。

- 一 本要領の適用があること。
- 二 直接工事費が第4条に規定する一定水準未満である場合、落札者に理由書の提出を求める場合があること。

(調査)

第4条 発注者は、第2条の対象工事において、落札決定後、落札者が提出した工事費内訳書（入札時提出用）に記載された直接工事費を確認することにより労務費ダンピング調査（以下、「調査」という。）を行う。

なお、施工体制確認型総合評価方式の工事で、低入札価格調査（低入札価格調査実施要領第6条第八号）により労務費を確認した工事は調査を実施したものとみなす。

- 2 発注者は前項の直接工事費が、一定水準以上であるかを確認し、一定水準未満である場合は、次のとおり調査を行うものとする。

なお、一定水準とは、以下の式により算定するものとし、算定に用いる係数は、「中央公契連モデルの係数（0.97）」とする。

一定水準（建築工事以外）＝発注者の積算における直接工事費×係数

一定水準（建築工事）＝発注者の積算における直接工事費×（1－0.1）×係数

ここでいう建築工事とは公共建築工事積算基準を適用する工事を言う。

一 積算の確認

発注者は自らの積算が市場単価等の材工共の単価を含まず、労務費、材料費及び機械経費に分離可能な単価のみで構成され、労務費を正確に算出できるかを確認する。

ただし、建築工事においては、次号により発注者の積算における労務費を算出する場合は、労務費を正確に算出できるものとみなす。

二 労務費の確認

前号で労務費を正確に算出できる場合は、落札者が提出した工事費内訳書に記載された労務費が、発注者の積算における労務費（1万円未満切捨て）以上であるかを確認する。

なお、建築工事においては、発注者の積算における労務費は、以下の式により算出し確認する。

労務費＝工事価格×標準的な労務構成割合（別紙1）

三 理由書の提出

第一号で労務費を正確に算出できない場合又は前号で発注者の積算における労務費未満である場合、発注者は落札者に対し期限を定め、書面（様式1）により理由書の提出を求めるものとする。（期限日は様式1の通知日の翌日から起算して3開庁日目を標準とする。）

この場合において、落札者は、期限までに理由書（様式2）を提出しなければならない。

四 理由の確認

発注者は、前号の規定により提出された理由書の内容に、合理的な理由があるかを確認する。

なお、当面の間、原則として、以下のアからウに該当する場合は、合理的な理由がないものとみなす。

ア 理由書が提出期限までに提出されない場合。

イ 最新の公共工事設計労務単価を用いずに算出した場合。

ウ 最新の公共工事設計労務単価を用いているが、歩掛や、一定率を乗じるなどして減額した場合。

(改善要請等)

第5条 発注者は、前条第2項第四号の規定により理由を確認した結果、合理的な理由が確認できない場合、又は期限までに理由書の提出が無い場合は書面（様式3）により落札者に改善を要請し、建設業課に報告（様式4）するものとする。

(通報)

第6条 建設業課は、前条の規定により報告を受けた場合は、国土交通省中部地方整備局（建設Gメン）へ通報（様式5）を行うものとする。

(確認)

第7条 発注担当者は、第4条の調査及び第5の改善要請等を報告書（様式6）により、発注機関の長に報告するものとする。

附 則 この要領は令和8年6月1日から施行する。